



今月は、次の相談所が開かれます。気軽にご利用ください。時間は午前10時から午後3時まで、ところは記念公会堂、申込みは市役所市民課です。
 ◎十月十九日：法律相談
 ◎十月二十日：特設行政相談
 ◎十月二十九日：法律相談

心配ごと相談

国民年金相談

●心配ごと相談は：十月二十日、二十七日

●国民年金相談は：十月二十七日

●ところは記念公会堂で午前九時から午後四時まで
 内職相談

●とき：十月十九日午前10時から午後三時まで

●ところ：商工会議所

●厚生年金相談

●とき：十月十八日午前10時から午後三時まで

●ところ：商工会議所

いづれも申込みはいりません。直接会場へどうぞ。

その時々の財政

—最終回—

さて、今まで新津市の財政を中心にみてきましたが、いかに地方自治体が税・財源努力をして財政運営をうまくやろうとしても「地方財政はそれ自体で完結しない」といわれるとおり、今の制度では自分の意志（地方住民・議会）や自分のフットコロ（自主財源、地方税、ただでは成り立たない仕組み）になっていきます。このことが前にもみたように、租税のうち三割が地方に、また仕事は七割を分担しているといった姿になっているわけです。（左下表を参照ください）

問い直 地方行・財政の原点

なかと思うようにはかどりません。だからといって自分たちのまらづくりのために、勝手に一地方自治体の議会で条例をつくって、税・財源の確保をはかることもできません。

な提言が行われていますが、これら行・財政にかかわる制度の根本的な改革がなされなければ、地方財政の充実強化は図り得ないといえます。以下、勧告内容の要点

- ① 固有事務、委任事務の区分・財政の原点をめぐる問題として問い直されています。
- ② 行政事務配分に伴う地方への財源移譲
- ③ 許認可事務、補助金、通達行政による国の権力的関与の廃止
- ④ 国の出先機関の廃止と事務の地方移譲
- ⑤ 地方自治権の裏付けとなる自主財源の強化

ん。国で決められる法律によって制限を受けるため、地方自治体の税・財源基盤は常に受動的立場にまわっているといえます。

そこで、どうしても仕事に応じた財源の付与がなされなければ地域住民の要望に応え、自主性のあるまちづくりはできず、地方自治体としての機能はうすれ、憲法下としての「地方自治の本旨」は、財政の面からそこなわれる危険性をほうざっているのです。

石油ショックに端を発し浮彫りにされた地方財政の危機は、単に経済情勢の変化によって招来したという表面的なものでないことはいままでもなく、戦後、地方自治確立の

〈租税の配分と財政支出〉

年 度	租 税 の 実 質 配 分				財 政 支 出	
	国 税	地方税	内 訳	統計構成比	国	地方
			道府県税	市町村税	%	%
昭和10	62.7	33.3	11.1	22.2	47.5	52.5
16	84.5	15.5	3.4	12.1	69.3	30.7
40	67.9	32.1	16.2	15.9	31.8	68.2
41	67.4	32.6	16.8	15.8	33.4	66.6
42	67.2	32.8	17.3	15.5	33.9	66.1
43	67.4	32.6	17.8	14.8	33.4	66.6
44	67.6	32.4	18.1	14.3	33.0	67.0
45	67.5	32.5	18.3	14.2	32.3	67.7
46	66.6	33.4	18.0	15.4	31.4	68.6
47	67.5	32.5	17.2	15.2	31.6	68.4
48	68.4	31.6	17.1	14.5	32.8	67.2
49	65.7	34.3	17.8	16.5	31.7	68.3

資料：「地方財政白書」から作成

お買物、ご用命は市内で

御婚礼写真

文部省認可・日本写真文化協会・A級認定写真師
 写真のことならスタジオサカヅメにおまかせ下さい

スタジオサカヅメ

新津市本町4丁目5-6 TEL(代)2-0045

トイレ無臭化 水洗化 運動提唱中
 工事は1日～2日で完了

新津市公認水道工事店

新津衛生工業(株)

下興野町 4 0176